住民票写しなど

第三者交付通知 電子申請可能に

4日から福山市

福山市は1月4日から、住民票の写しなどを第三者に交付した際に本人に無料で知らせる制度についてインターネットでの申請受け付けを始める。不正な取得や利用を防ぐための制度だが登録者数が伸びておらず、申請しやすくする狙い。

対象は市内に住民票か戸籍があるか、過去にあった人。住民票の写しや戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書などを代理人や第三者に交付した場合に郵送で通知する。現在は申請書を市役所や支所に直接提出する必要があるが、運転免許証など本人確認書類の画像を添付すれば市の電子申請システムで手続きができる。

全国で不正取得や委任状の偽造などが相次いだことを受け、2013年2月に始めた。開始後2年余りで2千件近くの登録があったが、最近は年100〜300件程度にとどまる。今年11月末時点の登録者数は3687人と人口の1％以下で、オンライン手続きで申請のハードルを下げる。

市市民課は「少しでも多くの市民に登録してもらい、不正取得の抑止効果を高めたい」とする。同課☎084（928）1057。